

平成24年 2月13日

川口市議会議長  
篠田文男様

総務常任委員会

委員長 若谷正巳

都市行政視察報告書

のことについて、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 視察年月日 自 平成24年2月9日（木）～至 平成24年2月10日（金）
- 2 視察都市 福岡市・久留米市
- 3 視察事項 総務常任委員会所管事項
  - ・福岡市民防災センターについて (福岡市)
  - ・市税等の滞納整理について (久留米市)
- 4 視察参加者 若谷委員長、板橋（博）副委員長、前田、岩井、木岡、谷川、今井、宇田川、芝崎、野口、関口、立石の各委員
- 5 随行 上村係長、岡主任
- 6 視察概要 別添のとおり

## 【総務常任委員会行政視察所感】

当委員会の所管事項について、去る2月9日から10日までの日程で福岡市、久留米市を視察いたしましたので、その概要と所感を報告いたします。

### 2月9日（木）福岡市視察 福岡市民防災センターについて

福岡市は、九州の北部、福岡県の西部に位置し、面積は341.32平方キロメートル、人口は約148万人の九州第一の都市である。主要地域拠点空港である福岡空港や、国際拠点港湾に指定されている博多港を有し、わが国的主要都市（大阪、東京、札幌）までの距離と、東アジアの主要都市（釜山、ソウル、上海、北京、台北等）までの距離とほぼ同じ範囲にあるため、国際線の定期航空路も多く、アジア諸国との交流も盛んである。また、天神や博多駅を中心に県外の各地と結びついている新幹線やJR各線、市営地下鉄等の鉄道網、九州縦貫自動車道等の道路が整備されている交通の要衝である。

同市においては、「福岡市民防災センター」についての説明を受けた。

まず、この施設は、防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図ることにより、安全で災害に強い都市づくりを推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的に、平成4年1月19日に開館したこと。

また、施設の設置者は福岡市（消防局）であるが、実際の管理・運営は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が行なっており、財団法人福岡市防災協会が受託しているとのこと。同協会では広報活動として、ホームページのほか、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行っているとのこと。

施設の概要は、大型スクリーンに過去の災害映像等を映し、防災についてわかりやすく説明するガイダンスシアターや、火災の映像を見ながら消化器を使用した模擬消火訓練ができる消化体験コーナー、震度1から7までの揺れを実際に体験できる地震体験コーナー、風速30mまでの強風を体験できる強風体験コーナー、火災時に発生する煙をリアルに再現し、視界のきかない煙の中で避難行動を体験する火災体験コーナーのほか、福岡市西方沖地震記録模型（プレゼンテーションコーナー）、水害対策コーナー、燃焼理論コーナー、レッスン119、消防Q&Aコーナー、姉妹都市等の消防コーナー、消防ヘリコプター展示や、防災パノラマを設置しており、1日の平均来館者数は、約400人であるとのこと。このような様々な体験や学習を通じて、災害・防災に対する意識を高めているとのことであり、福岡市がいかに防災や災害対策に力を入れているかということが感じられた。

このセンターは、楽しみながらも災害の恐ろしさが体験でき、いざという時の

知識が身につく有意義な施設であり、市民とともに防災に対する心構えを常日頃から持ち、災害時にその知識を活かして、災害を最小限に留める源動力となり得るもので、こうした取り組みは、本市の災害対策を考える上で、非常に重要であると感じた。

## 2月10日（金）久留米市視察（市税等の滞納整理について）

久留米市は人口約30万人、福岡県の南西部にあり、筑後平原の中心部に位置している。市域のはほとんどは平野部で市街地を囲むように田園地帯が広がっている。ゴム産業を基幹産業として発展してきており、現在人口約30万3千人で、中核都市として、筑後地方の政治、経済、教育、文化、交通の中心となっている。

同市の議会は、条例定数・現員数とも38人で、常任委員会は、総務、教育民政、経済、建設の4委員会、特別委員会は行財政改革調査特別委員会、議会制度調査特別委員会、新エネルギー調査特別委員会を設置しているとのこと。

同市においては、市税等の滞納整理についての説明を受けた。

近年、厳しさをます自治体運営にあって、自主財源の確保は重要な問題であり、徴収事務の効率化並びに市税の収納率向上を目指すため、平成20年度より納税お知らせ業務の民間委託を旧久留米市市域で実施、平成21年度からは対象エリアと対象税目を拡大して実施したこと。

具体的には、税収納推進課内に「納税お知らせセンター」を開設し、市税の初期未納の方々に対し、早い段階でお知らせ（電話催告）することにより、滞納の累積防止を図っているとのこと。なお、委託業務は、納付約束等の催告結果の滞納管理システムへの反映や困難事案の引き継ぎ並びに徴収職員の補完的業務のみであり、困難事案等については徴税吏員である市職員が滞納整理を積極的に進めているとのこと。

業務実施前（平成19年度）と実施後（平成20年度）では、約28,000千円の効果があったと推定されるほか、催告書の送付件数の削減、滞納者の文書慣れの防止、市職員が本来業務である滞納整理に専念することができる等の効果があったとのこと。また、納税お知らせ（電話催告）業務に対する市民による反発は少なく、「忘れていたので助かった」との声も聞くようになったとのこと。

業務実施後暫くすると効果が薄くなることも予想されることから、常に業務の見直しを行い、インターネット公売等の滞納お知らせ業務以外も力を入れていきたいとのこと。

近年、厳しさをます自治体運営にあって、自主財源の確保は重要な問題であることから、久留米市の取り組みは、本市においてもたいへん参考になるものであ

り、今後も研究を重ね、積極的な滞納整理を進める必要があると感じた。

以上のとおり、今回の福岡市及び久留米市の視察は大変参考になるものであった。今後は、教示頂いた事柄を参考にしながら、市政のさらなる発展に尽力して参る所存であります。